

社会労働委員会議録 第十三号

昭和三十一年三月六日(火曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事 大坪 保雄君 理事 中川 俊思君

理事 野澤 清人君 理事 滝井 義高君

植村 武二君 加藤 謙五郎君

龜山 孝一君 草野 一郎平君

熊谷 憲一君 小島 徹三君

小林 郁君 中村三之丞君

中山 マサ君 坊 秀男君

亘 四郎君 阿部 五郎君

井堀 繁雄君 岡本 隆一君

栗原 俊夫君 堂森 芳夫君

八木 一男君 山口シヅエ君

中原 健次君

出席國務大臣

労働大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

労働政務次官 武藤 常介君

労働事務官 大臣 村上 茂利君

官房総務課長 (労働基準監督官) 富樫 總一君

(労働基準局長) 江下 孝君

(職業安定局長) 松永 正男君

委員外の出席者

労働基準監督官 松永 正男君

(労働基準局長) 和田 勝美君

(労働事務官) 川井 章知君

(失業保険課長) 専門員

三月六日

委員大橋武夫君及び中村梅吉君辞任

につき、その補欠として高岡大輔君

及び坊秀男君が議長の指名で委員に
選任された。

同日

委員高岡大輔君辞任につき、その補
欠として大橋武夫君が議長の指名で
委員に選任された。

本日の会議に付した案件

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出第四八号)

○佐々木委員長 これより会議を開き
ます。

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案を議題とし、質疑に入ります。発
言の通告がありますので順次これを許
します。岡本隆一君。

○岡本委員 今度のこの法律の一番大
きな点は地方の労働者災害補償審査会
と労働者災害保険審査会、この二つのも
のをなくして、中央の労働保険審査会
一本にしてくれという内容であ
りますが、それについて従来各都道府
県にあった労災の補償審査会あるいは
労災の保険審査会がどれくらいの程度
の数の審査を取扱っておられたか、ま
ずそれから伺ってみたいと思います。

○倉石國務大臣 政府委員から答弁い
たさせます。

○宮裡(総)政府委員 従来の実績を申
し上げますと、最新の統計に出ている
のは昭和二十九年年度でございますが、
昭和二十九年年度におきましては、第一
次に監督署長の処分不服で労災審査
官に審査を請求する段階におきまし

て、年間約三千千件余りでございます。
そしてその三千千件の審査官の決定にさ
らに不服がありまして審査会に持ち出
された件数が、一年間に全国で約二百
件でございます。

○岡本委員 それでは今度新たに設け
ようとしておられるところの中央の勞
働保険審査会の機構であります、委
員三人のほかに、事務局はどのような
ものを用意されるつもりか、お伺いし
たい。

○村上(茂)政府委員 新たに設置され
ます労働保険審査会の庶務を扱う機構
といたしましては、労働省の大臣官房
総務課において庶務を扱うということ
にいたしております。

○岡本委員 それではこの労働保険審
査会が独自の機構を持ち、独自の働き
をもつて審査をやっていくという方針
はとらなぬのですか。

○村上(茂)政府委員 審査会の事務局
の機構につきましては、率直に申し上げ
ますと、この審査会法案要綱を関係
の審議会に諮問いたしました際に、そ
の答申といたしまして、特に社会保障
制度審議会でございますが、審議会か
ら、機構の独立性を保持するために事
務局の機構についても特段の考慮を払
うようにという趣旨の要望がございま
した。その審査会の独立性保持のため
には事務局もある程度の独立というこ
とが必要かとも存ざれますが、この
官房総務課で取り扱いますのは、本来
労災保険につきましても労働基準局、
それから失業保険につきましても職業

安定局がその監督的機能を持つておる
のでございますが、官房総務課は特に
そういう機能を持ちませんで、総合調
整的な事務を扱うものでございますの
で、官房総務課においてこの事務を処
理するのが適当ではなからうか、かよ
うに考えておる次第でございます。

○岡本委員 今度の法改正に当ってわ
れわれの最も案じるのは、非常に中央
集権的な、官僚的なものになってしま
いはしないかという点なのです。今ま
での三者構成の地方の審査会というも
のがなくなつて、今度には、総理大臣と
いうことになっておりますが、實際上
は労働大臣が任命されると思ひます
が、その労働大臣が任命されるところの三
人の委員によってその処理が行われ
る、こういうことになって参ります
と――なるほど労働補償審査会の方は
これは使用主と従業員とですから、だ
から政府は第三者の立場でやるとい
うことが言えますが、労働保険審査会に
なつて参りますと、これは政府が保険
者なのです。この保険者であるところ
の政府が任命したところの三人の委員
によって裁定が行われるということに
なりますと、公正な第三者の立場にお
けるところの審査というものが私は行
われぬと思ひます。もしも労災保険
の財政が窮乏してきたというふうな場
合でありますと、できるだけ金を出さ
ないようによつて、そのためにはその
政府の意向をくんだところの審査が行
われていくというふうな観点から、ま
ず第一には、財政的な面でもってでき

るだけ異議の申し立てを却下していこ
うとするというふうな意図が生まれて
くるようなことがあつてはならない。
そういう公正なものにしなければなら
ないという点において、保険者が選ん
だところの委員によって審査が行われ
るところに、この法の構成に矛盾
があると思ひます。その辺につい
て大臣はどういうふうにお考えにな
るか、今度は一つ大臣のお考えを承わり
たいと思ひます。

○倉石國務大臣 御指摘の点は私ども
も立案に当りまして慎重に検討いたし
ましたところでございますが、御承知
のように、原案によりますと、委員の
任命は国会の同意を得ていたします。
それからまた最終決定いたします前に
それぞれ労災保険、失業保険、けい肺
ごとに各二人の関係労使代表者を委嘱
いたしましたのでその意見を十分に聞き
まして、その意見を尊重して最終的の審
査会の決定をいたす、こういうふう
にたゞいま御指摘のようなことのないよ
うに十分労使双方の意見を聞く機構を
とつておるわけでありませう。

○岡本委員 一応はそういうふうな制
度があるというお言葉でありますけれ
ども、私はこの制度というものはそう
いう非難を免れるための方便がとられ
ている、こういうふうな考え方が成立
しないこともないと思ひます。とい
うことは、この国会の同意を得て内閣
総理大臣が任命した三人の委員とい
うのは、非常に高級な国家公務員にな
つておるのです。しかもそれは三年間の

○倉石国務大臣 そのところどころにどうも食い違ひがあるようでありすが、私どもは国会の承認も求めて審査官になつていただく人は、きわめてりつぱな、社会的にもこの方ならば信頼できると思われるような方、功成り名遂げたような人をお願ひするわけでありまして、人間のやることでありますから、いろいろけちをつけられる場合はやむを得ないかもしれませんが、なるほど政府がこの任命をいたしますけれども、この審査官を任命いたしますことによつて、政府がなるべく保険金を支払わないようにするのではないだろうかという御心配のような今の御質疑と思われのでありますが、私ども政府の立場で、そういうことを今伺つて実は自分の耳を疑うようなことなどでありまして、そういうことは毛頭考へておりません。どうか一つその点は御安心をお願いしたいと思います。

○滝井委員 なかなか重大なところでありますから、関連してちよつと質問させていただきます。なるほど三名の任命される委員は、二十七条で非常に人格が高潔で労働問題に関する識見があつて、法律または労働保険に関する学識経験のある人を両院の同意を得て内閣総理大臣が任命することになつておるわけなんです。こういう点については非常にいいことだと思ひますが、やはり労働保険の運営の主体が政府自体であるという点に一つの問題がある。なるほど保険料というものは事業主が全額払つております。しかしこういう疾病なり負傷が業務上のものであるかどうか、労働者側がいろいろ異なるを申請してきた場合に、その裁断を下すというところは、これは労働者を

守るといふ見地が非常に労働保険の立法の趣旨からいつてあると思ふので、ところが現在の日本のこういう社会保険あるいは労働保険というものはどれもみな赤字に悩んでおる、この現場をやはり無視することはできないのです。今回健康保険法の審査が行われておりますが、健康保険法の立法の趣旨と今度出てきておるこの労働保険審査官及び審査会法の立法の条文の文句まで非常によく似ているのです。こういうことはやはり一連の日本の社会保険諸立法に対する赤字対策のニュアンスというものが一貫して流れてき、しかもその一貫して流れておる赤字対策の中に、同時に赤字対策に藉口して非常に中央集権的な、あるいは言葉は悪いが官僚制的なニュアンスというものが出ておることは事実です。これは条文を比較してみると一字一句違ひない文句がある。健康保険法の改正の中に出てくる文句と、労働保険審査会並びに審査官の中に出てくる文句と同じ文句が、これは同じ法制局で作つたものだからかもしれないが、あるが、その底流の中にそういうことと、保険経済というものを守るために、保険者と政府の意向というものがきつめて強く出てくることは確実なんです。しかもその出てくる委員の俸給は内閣官房副長官、公正取引委員会の委員と労働保険審査会委員の給料というものは同じなんです。この七万二千円の給料をもちろつというところは、その人が確実に職が安定したことを意味するのです。そうしますと、なるほど一

年間ここにでてくるものは二百件かそこらでしょう。しかしこれは二百件をどういう場合に審査するかによつて、これは労働大臣なり基準監督局長というものがちゃんとその委員の状態を見て、あいつはどうか、政府の労働保険の赤字がこういう状態であるにもかかわらず、親の心子知らずというところ、この次はやはりやらねえという限らないといふことはあり得る。これは岡本さんの指摘した通り、人間である限りはやはりあり得る。そういう点についてどういふりつぱな学識経験者、しかも人格の高い人を任命するといふこの方法については、私たちは今の段階ではどういふ方法しかないだろうといふことは考えられるのです。ただそこは一旦の杞憂があるといふこと、それはどうしてかといふと、さいぜん申しましたように、健康保険法の改正とこれとあまりに似通つておるところに、まああつものにこりてなますを吹くといふ杞憂がもしもありません。しかしこの杞憂は私も国会議員がそういう杞憂を抱くと同じように、労働者といふものはますますその杞憂を持つのです。私のところへも労働者からそういう杞憂がたゞさん来ております。この点の解明というものを政府自身が保険者である限りにおいて、やはりはつきりとしてすべきだし、健康保険なりあるいは労働保険を適用する勤務階級が結得する線を政府はここで打ち出してやらなければいけないと思ふのです。そういう点をもう少し明白にさせていただかなければならぬ。

もう一つは、社会保障かどうかといふ点です。これは大事なんです。憲法

二十五条との関係は大體どうなるのだといふことなんです。この二点をも少し明白にさせていただく必要がある。

○倉石国務大臣 何か誤解があるのではないかと思ふのですが、健康保険法の改正案とこれと文句が似ているといふ御指摘がありました。文句そのものは私は覚えておりませんが、労働保険の方は御承知のように使用者側一辺倒の負担でありまして、現在の労働保険会計は御承知のように黒字といふか、非常にゆとりがありまして、もし不足を生ずる場合においては、税率を引き上げて使用者の負担を増すだけでありまして、国庫がこれに對してどういふ必要があるかといふことがこの法の建前でございまして、御了解がいくところだと思ひます。それからまた失業保険の方でも同様で、御承知のようにこれは漸次なる資金を持つております。健康保険の赤字対策の問題は私どもは所管外でございまして、このことには触れません。そういうものは全然性質を異にしておるのでありますから、その点に對して一部労働側で御不安があるならば、どうか一つ、その点滝井、岡本両氏から十分解明されたいのであります。政府の意図するところはそういうところにはないのであります。これはこういうふうにするので公平に行われ、りつぱに行われるという建前を考へております。ただありまして、別にはかに他意は少しもございませぬ。どうぞその点御了承をいただきたいと思ひます。

○倉石(總)政府委員 法律論でございましてから私から御答弁いたします。こ

○岡本委員 経済的な問題としては、あるいは大臣は財政にゆとりがあるから杞憂だとおっしゃるかもしれませんが、やはりいろいろな補償の給付に對して行われるところの補償の給付といふものは、必ずしも十分に行つていないと思ひますから、そういう面において引き上げの考慮をするというふうなことをしていただいてもいいと思ひます。それでもしも給付をよくしてやつて、そのために将来財的に窮乏してくるといふような時期がないとも限らないと思ふのです。貸金とか何とかであります。組合その他によつて團結してやりますから要求が強い、要求が強いから勢い給付は引き上げら

の労働保険は、申すまでもなく先ほどから、大臣が申し上げておりますように、第一次的には労働基準法に基く使用者の無過失責任というものに根源を發しておるわけでありまして、その基準法というものは、この無過失責任を含めて、憲法上は第二十七条の二項に掲げております。一つの会社が一度に災害が起つて、何百万円、何千万円といふ損害が出る、これではつづけるから、そういうものはふだんから保険料を出し合つて、それは政府が管掌してやる。ですから憲法の法律の筋道からいふと、二十七条の方に當てはまる。ただ経済的あるいは相手方の労働者の保護といふことにつきましては、社会性も相当あるから、あるいはこの憲法を離れて、社会保障という理論を含めて、その意味をきわめて広義に解釈するならば、あるいは社会保障といふふうには呼ぶ字もあるようございませぬ。

ことが、かねてから始終問題になっておる、こういうことと見えます。
○佐々木委員長 ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○佐々木委員長 それでは暫時休憩いたします。
午後三時十七分休憩

午後三時四十九分開議

○中川委員長代理 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続行いたします。岡本君。

○岡本委員 先ほどの御答弁で、非常にケースが多いのを各都道府県の委員会でもってまちまちな裁定を下す、その間に一貫性あるいは統一がないから、それを統一したい、こういうふうな御意見です。なるほどそれはわかるのです。だからこちらの府県では却下され、それと同じケースがこつちでは取り上げられるようなことがあつてはいかぬから、ある一貫性を持たすような統合機関がほしい、そういう意味においての機関を設けることには私はちよつとも反対いたしません。そういう意味において、中央にそういうふうな一つの統合をするような、一つの統制を保つための機関としての委員会を制作りになることは私も賛成なんです。しかしながらそれを作るために今度は被保険者、受働した人が、たとい三人でも五人でも非常な不利益を負うようなことがあつてはならない。そのためには地方に在来あつた審査会をなぜ残しておけないのか。

〔中川委員長代理退席、委員長着席〕

それを残しておいてそこで十分意見を

聞いてやるべきだ。ただ事務官の事務的な処理でもって片づけて、それで不服のある者は中央審査会に申請するということになりまして、不服の申し立てをいたしましたとしても、現実に手を失い足を失つて歩くのも不自由なんです。生活はむずかしいのです、生活上貧しい者がどうして旅費を工面するの、か、どうして宿賃を工面するの、か。そして東京へ出て参りまして、今度は自分の口では、そういう委員の人に会つて十分意見を述べただけの能力を持たない。そういう人のために、だからこそ裁判だつて弁護士があるんです。実際役所に来て大きな建物に入つて、大きなすの前にでんとすわつて居る。えらい人の前に出れば、縮み上つて声が出ないというのが実態なんです。日本人の中にはまだ官尊民卑の考え方がしみ込んで居る。あなたらの前でそこそこにもが言えるのは、私ら程度になつてやつとなんです。それでもなければなかなかあなたの方の言える人はいないんです。前に出たらからだがふるふるんですよ。そういうふうなかわいそうな人が今度は地方で、はねられたら取りつくしまがない。東京に入りになつてしまふ。それを申請して、しかもそれを却下されたら裁判まで持つていくというのとはなかなかの心臓で、そういう人だつたらおそろく大臣みたいになれるのです。そういう意味においては私は地方の審査会をなくするということには絶対反対なんです。

なぜ地方の審査会をなくされるか、それでもって十分親切な審査がやつていくという御自信があるならば、どういふ点でもってそういうことができるか、ということをお聞かせ願ひたい。

○富樫(総)政府委員 まことにごもつともな御意見でございます。一方におきましてまず監督署長が決定をして、それから審査官の段階、さらに地方の審査会、今度は中央、こういたしましたより早く終結する、場合によってはさらに裁判所に行つて第一審、第二審とやる。行政救済の段階だけで、監督署長、審査官、審査会、こういうふうな重なりますことはかえつていかかかと思われまふ。在来の他のそういう行政救済の段階では全部が二審制ということになつております。そこで監督署といたしましては事務的あるいは法制的な扱いをいたしますれば、この他に例のないものを他の例と同じことにすればよかつたのであります。ただいま岡本先生の仰せられるようなことも考えまして、そこで審査官の段階にこの労使の代表委員をつけまして、この人方に弁護士をの役割をして、ただは弁護士がつかずに審査官のところでは全部承服されておつたのを、全部代表委員といひますか、俗にいうと弁護士のような人もついでいて、そういういたしますれば審査会で残つた二百件を相当そこで解決されるだろう、そういうふうな、普通の行政救済機関の扱いに先生のような配慮を加えた形でやつていきたい、そこは一つ御了承をいたしたいと思ひます。

○岡本委員

その何段階にもなると非常にめんどうだということばかりですが、だから私は審査官の審査のときにそれを審査会としようという考え方を持つております。あなたはその場合審査官のときには労使双方の代表者の意見を徴することができるといふ制度になつておるからそれでいいじゃないかというお考え、ところがこの法文を見ますと、なるほど審査官は審査の請求を受理したときには関係者及びその労使双方の代表者に対して通知をしなければならぬという審査官は義務を負つております。しかしながら意見を聞かなければならぬという義務を負つてない。つまり通知を受けたところの審査官に対して意見を述べることができると書いてあることに大きな穴があると思ひます。また私が言ひましたら、これは知つて作つた穴だ、まあ落し穴だと私は言うのです。私をばいばいかけようというところでしょうが、でもこんなことで私らは一ぱいからぬです。そこで弁護士の役を勤める人があるとあなたはおっしゃる。けれども審査会から通知を受けても来てくれと言わなければいかさま出しゃばりのやうに出ていくことはありませんわ、出ていって審査官はいやな顔をしますわ、こいつ何しに来たんだ。二度、三度いやな顔をされたら出ていく気にはなりません。また世の中にそれほど御親切過ぎるほどの人はない、だから勢い通知を受けたからといって、通知はほつたらかしたということになります。しかも無報酬でしょう。これは現在の審査会の委員にもあなた方は報酬は出しておられないでしょう、私調べてきたが、報酬は全然出ていないのですよ。交通費の実費だけより出てないので、年一回忘年会か何かやつてちよつとごめいさつされる程度にとどまつておるようです。しかしながらそれでも公益委員も労使代表の委員も熱心に審査に當つております。やはりその人たちが人道主義というものを持つておるからだろうと思ひます。会議一回出席すれば半日つぶれる。しかも二、三件審理するだけで半日つぶれる、半日も知らない人のために一生懸命いろいろ複雑なことを考へて、しかもそれでもって交通費の実費だけで、全然無報酬で毎月きちんと出て審議をやつて居るのです。私はこの審査に關係してびびりしたんです。しかしながら無報酬であつてもきちんと出席して非常に熱心な審査が行われている模様を知つて、私はなるほど人道地に落ちずだ、ほんとうにそう思つた。そういうふうなりつぱな制度があるのにそれをなくしちゃつて、そうして来たい者が勝手に来なさい、意見があるなら言うて来なさい、聞きましょう、こういうやうなことであつては傷ついた人たちが、その中にはほんとうに気の毒な人があつると思つた。少くも業務中か業務に近い状態においてけがをして、その判定がまぎらわしいという審査なんだから、できるだけあたたかい心をもつて審査をし、そして請求が却下される場合でもやはり十分得心させて、あなたは取り上げてあげたいけれど、しかしながらこれはこういう理由だから工合が悪いのだということをよく納得させた上で却下すべきだと思つた。そういう意味において地方の審査会というものは、どうしても円滑な運営のために残さなければならぬと思つたのです。どういふわけですかそれでもまだなくさうという考えに燃え立つておられますか。

○富樫(総)政府委員 中央に審査会を

に審査に當つております。やはりその人たちが人道主義というものを持つておるからだろうと思ひます。会議一回出席すれば半日つぶれる。しかも二、三件審理するだけで半日つぶれる、半日も知らない人のために一生懸命いろいろ複雑なことを考へて、しかもそれでもって交通費の実費だけで、全然無報酬で毎月きちんと出て審議をやつて居るのです。私はこの審査に關係してびびりしたんです。しかしながら無報酬であつてもきちんと出席して非常に熱心な審査が行われている模様を知つて、私はなるほど人道地に落ちずだ、ほんとうにそう思つた。そういうふうなりつぱな制度があるのにそれをなくしちゃつて、そうして来たい者が勝手に来なさい、意見があるなら言うて来なさい、聞きましょう、こういうやうなことであつては傷ついた人たちが、その中にはほんとうに気の毒な人があつると思つた。少くも業務中か業務に近い状態においてけがをして、その判定がまぎらわしいという審査なんだから、できるだけあたたかい心をもつて審査をし、そして請求が却下される場合でもやはり十分得心させて、あなたは取り上げてあげたいけれど、しかしながらこれはこういう理由だから工合が悪いのだということをよく納得させた上で却下すべきだと思つた。そういう意味において地方の審査会というものは、どうしても円滑な運営のために残さなければならぬと思つたのです。どういふわけですかそれでもまだなくさうという考えに燃え立つておられますか。

○富樫(総)政府委員 中央に審査会を

に審査に當つております。やはりその人たちが人道主義というものを持つておるからだろうと思ひます。会議一回出席すれば半日つぶれる。しかも二、三件審理するだけで半日つぶれる、半日も知らない人のために一生懸命いろいろ複雑なことを考へて、しかもそれでもって交通費の実費だけで、全然無報酬で毎月きちんと出て審議をやつて居るのです。私はこの審査に關係してびびりしたんです。しかしながら無報酬であつてもきちんと出席して非常に熱心な審査が行われている模様を知つて、私はなるほど人道地に落ちずだ、ほんとうにそう思つた。そういうふうなりつぱな制度があるのにそれをなくしちゃつて、そうして来たい者が勝手に来なさい、意見があるなら言うて来なさい、聞きましょう、こういうやうなことであつては傷ついた人たちが、その中にはほんとうに気の毒な人があつると思つた。少くも業務中か業務に近い状態においてけがをして、その判定がまぎらわしいという審査なんだから、できるだけあたたかい心をもつて審査をし、そして請求が却下される場合でもやはり十分得心させて、あなたは取り上げてあげたいけれど、しかしながらこれはこういう理由だから工合が悪いのだということをよく納得させた上で却下すべきだと思つた。そういう意味において地方の審査会というものは、どうしても円滑な運営のために残さなければならぬと思つたのです。どういふわけですかそれでもまだなくさうという考えに燃え立つておられますか。

設けて統制するという事に御賛成いた
ただき、かつまたその場合に何段階に
なつてもまずいだろうということもわ
かるというふうに仰せいただきまし
て、大へん心強く感ずるわけでござ
い、ここに書いてあることは、通知
をする、来るなら来なさい、意見を述
べるなら聞いてやろう、そういうよう
な心持で書いたものではございません。
できるだけ意見を聞いてやる。ただこ
の法律上、従来は二百件に上げられて
おつた事案でございまして別ですけ
れども、今回は審査会の段階において
扱つてございまして、従つて三千件と
いうことにつきまして、きつめて詳微
でわかり切つた事案というよりなもの
が、いふんあると思ひます。そういう
ものについては一々意見を述べざる義務
をそういう方々にかけろということ
は、私どもとしていかがかと考へるの
でございまして、ですから法律的にか
あつと書くと逆にそういうむだな拘束
をかけることになる。ただ心持は決し
て来るなら来いといつたようないばつ
た心持ではございませんで、仰せのよ
うな心持でございませんで、その心
持は一つ法律で縛れという形でなく、
政令なりあるいは議事規則なり、そ
ういふところでございませんで、十分
審理手続で、仰せの趣旨を十分に盛り
込みたい、こういう考へ方でございま
す。

○岡本委員 そのういたしますと今あな
たが言つたように、議事規則なりある
いはその他の方法でもつて意見が十分
聞けるようにするといふふうな御意見
であります、それがこの法文のどこ
に明示されているか、一つ御指摘願
いたいです。

○宮澤(總)政府委員 法的に申します
と政令なり何なりでございましてこ
ういふことは各条文にもございませ
んが、締めくくりといたしまして二十
三条に、「この章に定めるもののほか、
審査の手続に關し必要な事項は、政
令で定める。」ここに總括的に根拠規
定を置いて、今のような心持をそ
ういふところに表現した、こういうこと
であります。

○岡本委員 この法律を通じて一番重
要な問題は、私が今まで申し述べてお
る点だと思ひます。だから「この章に
定めるもののほか、審査の手続に關し
必要な事項は、政令で定める。」とい
ふふうな漢とした形でもつて表現され
たのでは、これは指摘されたからこ
に逃げたけれども、指摘されなければ
これはほかかぶりになつたと私は思
う。だからこれをもつとはっきり明文
化していただかなければ、私たちはこ
れは満足することができないのであり
ます。

○滝井委員 今の問題に關連して……
この事業主及び関係労働者の代表
が意見を述べる方法なんでありませ
んが今気持としては十分意見を述べよ
うにするんだ、こういう御説明があつ
たのですが、具体的にどういふ場合に
して意見を述べような方法をお考え
になつておられるか。

それから同時に関係労働者なり事業
主が意見を述べに行つたような場合に
は、相当へんびな田舎の事業場から、
福岡なる福岡の県庁の所在地、基準監
督署のある所まで行くについては、旅
費日当等があるのです。意見を述べさ
せるからにはそういうものは当然あら
たの方でお支払いにならなければなら

ぬと思う。これに關係する予算は二百
八十二万五千円くらいの人員費が労働
保険審査会の予算としてあつたと思
うのですが、もうちよつと具体的なこ
ろを同時に御説明いただきたい。

○宮澤(總)政府委員 従来は上げられ
た二百件の事件だけでございまして
が、今回は最初の段階から、労使の
代表参事の方に参画していただくとい
うことで、實際のやり方につきまして
は、よほど能率的に扱わなければなら
ないといふことで、実は苦心いたして
おる次第でございまして、一件々ごと
に一々期日をきめて何するといふこと
でございまして、その参事員の方々
は、かりに多少の旅費が支給されても
とても厭るだろう、實際問題といたし
ましての心持としては、大体県によつ
て件数が多いところ、少いところもご
ざいまして、審査官と打ち合わせられ
して月に二回なら二回定期日をきめ
て、そのときに三件なら三件、五件な
ら五件というものについて説明して御
意見を聞きながら何する。ただ事案
が――従来裁判でいいますと判例のな
いようなものは、特別において願つて話を
聞く、こういうような扱いにでもしな
いといふと、實際関係者の方々にあま
り負担がかかり過ぎるというよう
な苦心を今しておるような次第でござ
います。

それから予算につきましては先ほど
岡本先生がおっしゃいましたような工
合で、財政上はなほ遺憾でございま
すが、人道的な立場からの御協力を
願つておるような次第であります。こ
れは従来とも非常に心苦しく感じてお
りました。今後機会あることに何らか

の措置をするよう努力いたしたいと存
じます。

○滝井委員 大臣、今お聞きによ
うに、結局参事の形で事業主の二名の委
員なりあるいは関係労働者の代表二名
の方が意見を述べるとは、今の御説明
ではヒューマンズの見地では無料だと
いうことですね、これでは画竜点睛を
欠いておるわけですね、これは大臣何
とかこういふ立法をされるからには
考へていただかなければ私にはできな
いことだと思つたのですがどうですか。
この点結局二百八十二万五千円というの
は特別職の三人の十カ月分の給料で何
にもほかにないよりに思つたのです。そ
うしますとこれは大へんなことで、岡
本君がさいせんからなる御指摘になつ
ておるよりに、これはただあるだけの
ことで意見を聞いても聞かなくていい
ので、これはもう審査官の独断で
みんなやらされてしまふ可能性が十分今
の点から出ておるわけですね、これは何
とか大臣の善処をするといふ御言明を
いただかなければ大へんなことだと思
うのです。

○倉石國務大臣 まことにございませ
んが、御承知のよ
うにこの原案にありますが中央の審査官
に審査の場合においでを願う労使の方
々については旅費等用意をいたしてあ
るわけでありまして、政府委員より今
申し上げましたのは、地方の審査官の
場合に参考に出て来ていただく方は従
来と同じような扱いで大了した手当も
差し上げられなかつた、こういうこと
でございまして。なおこういう点は私ど
も次の機会には、そもそも労災その他
も審査の問題につきましては、私ども
も基本的にこういう制度はしつかり

したものにしなければいけないとい
考へてありますから、だんだんと御指
摘のよくな点を改善して参りたいと
思つております。

○岡本委員 今度はどういふ制度に
なつてこの案をお作りになるときに、
現在地方で委員をしていただける方の
御意見をお聞きになつたでしょうか。

○村上(茂)政府委員 この法案につ
きましては、労働省にございませぬが
四つの審議会、すなわち職業安定審議
会、労働基準審議会、労災保険審議
会、けい肺審議会、この四つの審議会に
諮問いたしました。さらに内閣に置か
れております社会保険制度、審議会に
も諮問いたしましたわけでございます。こ
の五つの審議会を通じて各種の意
見を拝聴したわけでございます。

時より理事会、十時三十分より委員会
を開会することとし、本日はこれにて
散会いたします。
午後四時二十六分散会

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局